

## 高知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 高知県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付については、令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱（令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「厚生労働省実施要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付目的)

第2条 県は、障害福祉サービス施設・事業所等（厚生労働省実施要綱に規定する「障害福祉サービス施設・事業所等」をいう。）が福祉・介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から同年9月までの間、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とし、障害福祉サービス施設・事業所等に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (賃金改善の対象)

第3条 本事業の対象は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に勤務する福祉・介護職員とする。また、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

### (対象経費及び交付額の算定方法)

第4条 令和4年2月から同年9月までの間、福祉・介護職員に対して賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2箇月間対応することとする。

2 この交付金の交付額は、次の方法により算定を行うものとする。

交付額＝a×b（1円未満の端数切捨て）

a 1月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。）

b サービス別交付率（別表第1）

なお、障害福祉サービス等報酬総額は、高知県国民健康保険団体連合会から提供を受けた報酬総単位数をもとに算定する。

(賃金改善の要件)

第5条 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

- 2 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- 3 原則として、障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
- 4 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。

(交付申請)

第6条 施設・事業所は、別記様式第1号による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付金交付申請書には、交付事業に係る関係書類を添付しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合（厚生労働省実施要綱7（5）に該当する場合）には、事前に別記様式第2号による変更交付申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。

(交付決定)

第8条 知事は、交付金の交付に係る申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、施設・事業所に対し、通知するものとする。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると

認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の通知を行った交付金の交付について、民間事業者等を通して交付することができる。

(交付金の交付の決定の取消し)

- 第9条 知事は、施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の停止に該当する場合（厚生労働省実施要綱8（1）に該当する場合）又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

- 第10条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払することができる。

(実績報告)

- 第11条 施設・事業所は、賃金改善実施期間の終了後、令和5年1月末日までに別記様式第3号による実績報告書を、知事に提出しなければならない。

(交付額の確定等)

- 第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る施設・事業所が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付金の額が確定した後に、概算払した額を差し引き交付金を交付する。

(是正のための措置)

- 第13条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る交付事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施設・事業所に対し当該交付事業に適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

- 2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う交付事業について準用する。

(交付金の返還)

- 第14条 知事は、第9条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合又は施設・事業所が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の停止に該当する場合（厚生労働省実施要綱8（1）に該当する場合）において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付された当該交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- 2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による返還の命令に係る交付金の交付の決定の取消しについて、やむを得ない事情があると認めるときは、施設・事業所の申請により、当該返還の期限を延長する

ことができる。

(情報の開示)

第 15 条 施設・事業所に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 7 条第 4 号、第 9 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援A型	1.3%
就労継続支援B型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別表第2（第8条及び第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。